

厚生労働省から消費者庁への食品衛生基準行政の移管について

令和4年9月の新型コロナウイルス感染症対策本部決定を受け、厚生労働省が所管する食品衛生行政のうち、食品の衛生規格基準等の食品衛生基準行政が令和6年度から消費者庁に移管されます（関連法案が令和5年5月に成立）

消費者庁は現在、食品安全行政の総合調整機能を担っています。今般の移管により、①科学的知見に裏打ちされた食品安全に関する啓発の推進、②販売現場におけるニーズや消費者行動等の規格・基準策定の議論へのタイムリーな反映、③国際食品基準（コーデックス）における国際的な対応への一体的な参加、が可能となり、食品衛生についての科学的な安全の確保と消費者利益の更なる増進が期待されます。

一方、移管後も、食品安全基本法に定められたリスク分析の考え方の下、科学的知見に基づいた衛生規格基準を策定するという、食品安全行政の基本的な枠組みは変わりません。このことを担保すべく、現在、厚生労働省に設置された「薬事・食品衛生審議会」が担っている調査審議のうち、食品衛生基準行政に係るものは、消費者庁に新設される「食品衛生基準審議会」へと移管されることとなります。

消費者庁では、令和6年度に向けた食品衛生基準行政の機能強化に向け、以下の予算・機構定員要求を行っています。

【予算】（カッコ内は本年度予算額）

食品衛生基準行政の機能強化：

- 食品衛生規格基準の企画立案に関する調査・分析 18.5 億円（16.2 億円）
- 食品衛生基準科学研究費補助金 3.1 億円（2.6 億円）
- 食品安全のリスクコミュニケーションの強化 1.1 億円（0.7 億円）
- 食品に関する規格基準に関する国際的な対応の強化 0.5 億円（0.3 億円）

【機構定員】

- 食品衛生基準審議会
- 食品衛生・情報分析審議官（仮称）
- 食品衛生基準課（仮称）
- 食品安全調整室長（仮称）
- 食品衛生基準行政移管に伴う体制整備 57名
- 食品に関する規格基準等のリスクコミュニケーションの強化に資する体制整備 1名

【食品の安全を守る仕組み】

- 平成15年に制定された食品安全基本法に基づき「リスク分析」の手法を導入。
⇒ 食品安全委員会による「リスク評価」を踏まえ、厚生労働省等（※）のリスク管理機関が「リスク管理」と「リスクコミュニケーション」を実施。
- 消費者庁は、食品安全行政の総合調整を担う位置付け。
- これにより、科学的見地から食品の安全を確保。

食品安全委員会

【リスク評価】

- ・ リスク（食品を食べることによって有害な要因が人の健康に及ぼす悪影響の発生確率と程度）を科学的知見に基づいて客観的かつ中立公正に評価

【リスクコミュニケーション】

- ・ 食品の安全性に関する情報の公開
- ・ 消費者等の関係者が意見表明する機会の確保

消費者庁 (食品安全行政の総合調整)

【リスク管理】

厚生労働省

移管

食品衛生法 等

- ・ 食品衛生に関する規格・基準の策定
- ・ 規格・基準が守られているかの監視

農林水産省

農薬取締法、飼料安全法 等

- ・ 農薬の使用基準の策定
- ・ 飼料の規格・基準の策定

※ 厚生労働省のほか、農林水産省、環境省等